

第4章 史跡中山道の現状と課題

第1節 保存管理と暫定整備の現状と課題

本史跡の保存管理と暫定整備に係る現状と課題について、「保存活用計画」を踏まえ、その後確認された課題等も含めて、改めて地区ごとの現状と課題を記載します。

なお、本節の対象とするのは、史跡の構成要素（史跡指定範囲内）のうち以下の要素とし、地区・要素ごとに記載しますが、各地区に共通する課題としては「史跡の標識が未設置」、「ガイダンス施設が未設置」が挙げられます。

A 本質的価値を有する諸要素

⇒街道（往時からの地道、石畳を含む）、一里塚、その他（近世に造立された石仏等）

B 本質的価値を有する諸要素以外の諸要素のうち

B-1 歴史的価値を有する諸要素

⇒近代の石仏等

B-2 保存・活用に資する諸要素（このうち保存に資する諸要素）

⇒立入防止柵等

《鴨之巣～平岩地区》

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…街道（道路）
	街道が生活道路として使用されているため車両の乗り入れがある。
	車両の通行により敷設された碎石が洗掘され、くぼみ（わだち）が生じている。
	土砂等が詰まり、機能を果たしていない横断水路が散見される。また詰まった土砂等の撤去が十分に行われていない。
	落ち葉の堆積により、近年は獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。
	秋葉坂では碎石の流失が見られる。
一 里 塚	保存活用計画における対象…鴨之巣一里塚
	一里塚の盛土が流失する恐れがある（風雨による盛土流失が危惧される）。
	立木の倒伏による根返りが危惧される。
	近年、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。
そ の 他	保存活用計画における対象…秋葉坂三尊石窟
	地震等による石窟等のき損、石仏等の転倒および盗難が危惧される。

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…鴨之巣辻の道祖神文字碑
	地震等による文字碑の転倒および盗難が危惧される。

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…立入防止柵、土留め柵（鴨之巣一里塚付近）
	課題は特になし。

《奥之田地区》

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…（該当なし）
一 里 塚	保存活用計画における対象…奥之田一里塚
	指定範囲を示す杭などが設置されていない。
	一里塚の盛土が流失する恐れがある（切株・根の腐朽が進んでいる）。
	近年、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られ、対策のために電気柵が設置されている（R4年度：スポーツ文化課設置）。
	北側の塚の斜面に樹木が生育している（倒木時の根返りが危惧される）。
そ の 他	保存活用計画における対象…（該当なし）

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…（該当なし）
-------	---------------------

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…立入防止柵（奥之田一里塚付近）
	北側の塚の進入防止柵が一部き損している（鎖が欠損している部分がある）。

《琵琶峠地区》

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…街道（道路）、石畳
	街道（西部）に雨水等により洗掘されている箇所がある。
	街道（西部）の法面（水路）の浸食により街道が崩落する恐れがある。
	石畳の石材が旧来のものと復元したものとが分けられて管理されていない。
	街道部分に用途不明の工作物が設置されている。
	立木の倒伏による根返り・石畳のき損が危惧される。
	西上り口付近では大雨時に水路から水が溢れる場合がある。
	街道の一部（西部）では、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。
一 里 塚	保存活用計画における対象…八瀬沢一里塚
	（現状では特に課題なし）
そ の 他	保存活用計画における対象…琵琶峠頂上の馬頭観音、琵琶峠の身代わり観音
	地震等による石仏の転倒および盗難が危惧される。

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…矢穴石、石碑（馬頭観世音文字碑）
	地震等による石碑の転倒および盗難が危惧される。

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…立入防止柵（八瀬沢一里塚付近）
	北側の塚の立入防止柵が一部き損している（鎖が欠損している部分がある）。

《十三峠 童子ヶ根地区》

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…街道（道路） 木製水路が腐朽・埋まっているものがある。また清掃困難な構造の水路が多い。 路面が洗掘されている箇所があり、碎石充填等による応急措置が行われている。 街道の一部では、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。 街道が生活道路として使用されているため車両の乗り入れがある。
一 里 塚	保存活用計画における対象…（該当なし）
そ の 他	保存活用計画における対象…八丁坂の観音碑（聖号碑） 地震等による石碑の転倒および盗難が危惧される。

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…（該当なし）
-------	---------------------

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…（該当なし）
------	---------------------

《十三峠 地藏坂～炭焼立場地区》

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…街道（道路） 木製水路が腐朽・埋まっているものがある。また清掃困難な構造の水路が多い。 路面が洗掘されている箇所があり、碎石充填等による応急措置が行われている。 三十三所観音石窟の屋根（木製）は、腐食が進むと崩落の恐れがある。 街道の一部では、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。 地区全体に水道管・水道施設が設置されている。 一部にゴルフカート用のケーブルが埋設されている可能性がある。 街道が生活道路として使用されているため車両の乗り入れがある。
一 里 塚	保存活用計画における対象…権現山一里塚 来訪者が一里塚に立ち入ることができる。
そ の 他	保存活用計画における対象…尻冷やし地藏、三十三所観音石窟・建立碑、阿波屋の茶屋跡、曾根松阪の石畳、巡礼水と馬頭観音 地震等による石窟等のき損、石仏等の転倒および盗難が危惧される。 三十三所観音石窟の屋根（木製）は、腐食が進むと崩落の恐れがある。

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…（該当なし）
-------	---------------------

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…車止め（阿波屋の茶屋跡付近、石畳風舗装付近） 車止め木材の腐食が進み、倒れる恐れがある。
------	--

以上の各地区に共通する現状・課題等をまとめ、以下のように整理します。

《地区全体》

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	路面の洗堀
	法面・水路の浸食
	木製水路の腐朽・埋没と、清掃困難な構造
	獣害（イノシシによる掘り返し）
一 里 塚	盛土の流失
	立木などの取扱い
	獣害（イノシシによる掘り返し）
そ の 他	石造物の転倒および盗難など

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	石造物の転倒および盗難など
-------	---------------

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	立入防止柵の一部き損
	土留め柵などの腐朽

第2節 公開活用の現状と課題

本史跡の公開活用に係る現状と課題については「保存活用計画」でも触れられていますが、その後に確認された課題等も含めて、改めて地区ごとの現状と課題を記載します。

なお、本節の対象とするのは、史跡の構成要素（史跡指定範囲内）のうち以下の要素とし、地区・要素ごとに記載しますが、その以外の事項がある場合は「その他」の欄に記載します。

B 本質的価値を有する諸要素以外の諸要素のうち

B-2 保存・活用に資する諸要素（このうち公開活用に資する諸要素）

➡案内看板、誘導サイン、ベンチ等

《鴨之巣～平岩地区》

B-2 保存・活用に資する諸要素

看 板 等	保存活用計画における対象…石柱（切られ洞）、道標（1・2・3）、石碑（瑞浪市旧中仙道の影・中仙道西の坂）、誘導サイン（歴史の道）、案内サイン（瑞浪市）、誘導サイン（小：東海自然歩道）、標柱（歴史の道）、解説サイン（東海自然歩道）、指定標柱（市指定史跡）、散策サイン（瑞浪市）、誘導サイン（東海自然歩道）、解説サイン（歴史の道）、ベンチ
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	案内サイン・標柱などの記載内容が、古い情報のままとっている。

その他

・一里塚の立木が旧来のものでなく、史跡の理解に誤解を生じさせる恐れがある。

《奥之田地区》

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	保存活用計画における対象…解説サイン（歴史の道）、指定標柱（市指定史跡）、誘導サイン（東海自然歩道）、標柱（歴史の道）
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとなっている。

《琵琶峠地区》

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	保存活用計画における対象…石碑（琵琶峠西上り口・歌碑・琵琶峠東上り口）、誘導サイン（歴史の道・東海自然歩道・登山道入口）、解説サイン（石製・歴史の道・県指定史跡）、禁煙看板（東海自然歩道）、案内サイン（石製）、絵図サイン（石製）、標柱（歴史の道）、指定標柱（市指定史跡）、散策サイン（瑞浪市）、便益施設（イス・テーブル）、サイン（観光協会）
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとなっている。

その他

- ・八瀬沢一里塚東側付近では、街道上方の法面からの落石が危惧される（崩落が危惧される箇所の一部は史跡指定区域外）。
- ・用途不明工作物目隠しのための植栽が機能を果たしていない。
- ・降雨時などは石畳が滑りやすい。

【備考】便益施設（イス・テーブル）は平成11年度（1999）設置のものを令和6年（2023）2月に更新。

《十三峠 童子ヶ根地区》

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	保存活用計画における対象…石碑（十三峠童子ヶ根・十三峠山之神坂・十三峠しゃれこ坂）、誘導サイン（東海自然歩道・歴史の道）、散策サイン（瑞浪市）
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとなっている。

《十三峠 地藏坂～炭焼立場地区》

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	保存活用計画における対象…石碑（尻冷やし地藏・阿波屋の茶屋跡・十三峠曾根松阪・十三峠巡礼水・十三峠榎ノ木坂）、誘導サイン（歴史の道・東海自然歩
-----	---

	道)、解説サイン（東海自然歩道・歴史の道）、便益施設（イス・テーブル）、散策サイン（瑞浪市）、禁煙看板（東海自然歩道）、標柱（歴史の道）、指定標柱（瑞浪市史跡）
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとなっている。

その他

- ・地蔵坂付近には新設道路があり、中山道の道筋が分かりにくくなっている。
- ・石畳風舗装がなされている箇所があり、史跡の理解に誤解を生じさせる恐れがある。

【備考】便益施設（イス・テーブル）は平成11年度（1999）設置のものを令和6年（2023）2月に更新。

以上の各地区に共通する現状・課題等をまとめ、以下のように整理します。

《地区全体》

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとなっている。

その他

- ・道路法面の落石対策。
- ・工作物の景観対策（植栽による目隠し、撤去等）。
- ・本来の道筋の標示・誘導方法の検討

第5章 史跡中山道整備基本計画

第1節 基本理念と基本方針

瑞浪市を東西に横断する中山道は江戸時代における街道の姿を伝える貴重な史跡であり、現在に至るまで地域住民はもとより多くの人々との関わりによって守り伝えられ、また生活道路として市民等の生活を支えてきた歴史的経緯を有しています。

貴重な文化財である本史跡に対する関心を高め、より多くの方に親しんでいただくためには、街道や一里塚などを江戸時代の姿に復元整備することも有効な方法の一つと考えられますが、現段階では本来の規模や構造などの情報が必ずしも十分に得られているとは言えない状況にあります

従って本整備計画では、このような歴史的経緯と過去の調査結果、これまでの暫定整備等を踏まえたうえで、史跡を適切に保護して後世に伝えること、史跡の本質的価値などを市民や来訪者と共有することを重視し、整備の基本理念を以下のように掲げます。

整備の基本理念
地域との協働による道路保全と、現況を活かした魅力の発信。

そして、この基本理念を実現するためには、街道や一里塚、石仏などを適切に保存しつつ一定の安全性・利便性の確保、また学習環境の維持・向上などの活用にも努めていく必要があります。また、これらを実現し、持続可能な形で継続していくことを目指して、以下のとおり基本方針を掲げます。

整備の基本方針
方針1：街道の保全と環境整備 (持続可能な道路の保存・維持管理、一定の安全性・利便性確保)
方針2：一里塚の保存と魅力の発信 (一里塚の保存、調査・研究の推進)
方針3：石仏・街道物語の継承 (石仏などの保存、石仏や茶屋跡などにまつわる物語の継承)
方針4：学習機会と学習基盤の充実 (学校教育・ボランティアなどとの連携推進、説明看板などの整備)

なお、保存活用計画で掲げた基本方針は以下のとおりであり、上記の基本方針は保存活用計画とも整合が図られているものと考えます。

【調査】

今後の適切な保存活用や整備を図るため、中山道にかかわる諸資料の調査・研究を継続します(追加指定の基礎資料となることも見込まれるため、未指定区域についても調査・研究の対象とします)。

【保存】

史跡の本質的価値を確実に継承することを前提として、地域住民の生活環境や自然環境、

景観との調和を図りながら、各要素の特性に合った維持管理や保存措置の実施に努めます。

【活用】

史跡の本質的価値を分かりやすく伝えるとともに市役所内の関連部署や近隣の自治体、また関連団体等とも連携して、史跡指定範囲外に所在する関連文化財等も含めた一体的な活用に努めます。

【整備】

来訪者の安全性や利便性を維持・向上するため、工作物や案内看板、便益施設等の修繕や更新、新設等、適切な措置を講じるとともに、ガイダンス機能の向上を図ります。

【運営体制】

今後の保存・活用や整備事業を円滑かつ効果的に進めるために、市役所内の関連部署や近隣の自治体、また関連団体や有識者等との連携を図る運営体制を構築します。

第2節 計画の骨子

基本理念と基本方針を踏まえ、以下ではこれらを実現・継続していくための整備基本計画を取りまとめます。

（１）計画の骨子

整備基本計画は、現状を踏まえて、史跡の本質的価値などを適切に保存して後世に伝えていくための「保存整備」、来訪者が史跡を体感し、本質的価値を理解するための「活用整備」という目的別に記載します。なお、当該計画は原則として史跡中山道の指定範囲（延長約 4.2 km）を対象とするものですが、必要に応じて指定範囲外についても触れることとします。

《保存整備》…街道や石造物の保存、遺構の整備や復元など

史跡中山道の本質的価値を構成する諸要素などの適切な保存と景観の維持・向上に努めるとともに、周辺住民等の生活道路となっている区域については利便性にも配慮します。また、今後の復元整備の可能性を視野に入れ、その規模や構造などを把握するための調査（情報収集）にも努めます。

整備対象は以下を想定しますが、史跡指定区域外に位置する同様の要素にも配慮します。

- ① 史跡の本質的価値を有する諸要素（街道、石畳、一里塚、近世に造立された石仏等）
- ② 上記①以外の諸要素のうち、歴史的価値を有する諸要素（近代に造立された石仏等）
- ③ 上記①以外の諸要素のうち、史跡の保存に資する諸要素（立入り防止柵、土留め柵等）

《活用整備》…史跡の価値や魅力を知るための設備や基盤の整備など

来訪者や地域住民が史跡の価値についての理解を深められるよう、また史跡を体感できるよう、わかりやすい情報発信と設備の充実などに努めます。また、多くの方が史跡を体感・見学できるよう一定の利便性と安全性を確保しつつ、歴史的景観にも留意します。

整備対象は以下を想定しますが、史跡指定区域外に位置する同様の要素にも配慮します。

- ④ 上記③以外の諸要素のうち、史跡の活用に資する諸要素（案内看板、階段等）

（２）整備方針と構成要素

第4章で掲げた現状と課題、また本章第1節で掲げた整備方針と計画の骨子（保存整備、活用整備）、さらに想定が必要と考えられる事項を加え、具体的な検討事項を以下の通り整理します。

保存整備	活用整備
《街道・石畳の保存／方針1》 ◎洗掘・浸食対策 ・洗掘箇所の復旧、再整備（水路の更新を含む） ・洗掘・浸食の防止対策 ◎その他 ・獣害対策 ・立入防止柵や土留め柵の更新および必要性の検討 ・き損時の迅速な復旧 ・標識の設置、境界杭の設置・維持	《活用基盤の整備／方針4》 ◎史跡の解説等 ・解説サイン等の更新、デザインの統一化および必要性の検討 ・一里塚の立木伐採の検討 ◎利便性・安全性の確保 ・誘導サイン等の更新、デザインの統一化および必要性の検討 ・道路法面の落石対策 ・便益施設（ベンチ等）の更新、および必要性の検討
《一里塚の保存／方針2》 ◎盛土流失対策 ・風雨による盛土の流失防止 ・獣害による盛土のき損防止 ・切り株の腐朽による盛土の崩落防止 ◎樹木の管理 ・根返りが危惧される立木の伐採の検討 ◎その他 ・災害復旧時の発掘調査 ・文献調査や科学的調査の実施 ・標識の設置、境界杭の設置・維持	◎学校教育等との連携 ・学習会や見学会等の開催 ・清掃、修繕イベント等の開催 ・博物館等での関連資料展示 ・中山道に係る冊子等の作成・配布 ◎その他 ・工作物の景観対策 ・本来の道筋の標示・誘導方法の検討 ・ガイダンス施設設置の検討
《石造物等の保存／方針3》 ◎転倒・盗難対策 ・石造物の転倒、盗難の防止 ◎石材の状況観察 ・石造物の保存状況の観察・劣化対策 ◎その他 ・石造物や茶屋跡の調査	

第3節 個別の整備内容

各地区の地形や過去の暫定整備等を踏まえ、以下に具体的な方向性（考え方）と整備手法を掲げます。ただし、以下に掲げる手法は有力な候補ではあるものの、今後の技術・素材の発展等も考慮し、設計の段階で改めて最適な手法や素材、施工区域等を検討します。

なお、整備は基本的に史跡の現状変更等を伴う行為であり、保存活用計画で定めた現状変更等の取り扱い（現状変更等が認められる行為の指針）と整合が図られている必要があることから、以下に保存活用計画で定めた構成要素ごとの指針を記載します（調整が必要な諸要素については省略）。

《【A】本質的価値を有する諸要素》

種別等	現状変更の基準	備考
街道・石畳	・調査研究に伴う行為は許可する 例：発掘調査・測量（杭の設置）等 ・保存活用上必要な行為は許可する 例：遺構整備、石造物の転倒防止対策、 獣害防止柵の設置 等（※1）	街道のアスファルト舗装は、 ・琵琶峠地区では原則として許可しない。 ・その他の地区では保存活用に資する場合のみ許可する。
一里塚		
石造物等		
茶屋跡等		

（※1）獣害防止柵の設置は、必要最小限の範囲と認める場合のみ許可する。

《【B-1】歴史的価値を有する諸要素》

種別等	現状変更の基準	備考
石造物等	・調査研究に伴う行為は許可する 例：石材調査 等 ・保存活用上必要な行為は許可する 例：破損部の修復、転倒防止対策 等	

《【B-2】保存・活用に資する諸要素》

種別等	現状変更の基準	備考
指定標柱等	・保存活用上必要な行為は許可する 例：新設・更新・撤去 等	新設は掘削範囲が最小限と認める場合のみ許可する
石碑等		新設は原則として許可しない
解説サイン等		新設は掘削範囲が最小限と認める場合のみ許可する
ベンチ等		新設は基礎の掘削・打設が不要な場合のみ許可する
立入防止柵等		新設は掘削範囲が最小限と認める場合のみ許可する
車止め等		

（1）街道整備

1）整備の方向性

暫定整備を活かし、街道（遺構）の掘削を伴わない工法を原則とします。掘削を伴う工法がやむを得ない場合にあっては、可能な限りその規模が小さな工法を用います。排水路の新設（遺構の掘削）はできるだけ避け、既設水路の更新に努めるとともに、更新に際しても過去の掘削範囲に留まるよう努めます。

2）整備手法

各地区の留意事項と整備の方向性、整備手法を以下に示します。

《鴨之巣～平岩地区》

◎留意事項

- ・車両の通行を想定する。

◎整備の方向性

- ・平坦部は現状維持。
- ・緩斜面の洗堀箇所の復旧、洗堀対策。
- ・急斜面の路面保護対策。

◎整備手法

- ・洗堀箇所の復旧…碎石を充填。

※色調・大きさは周辺の地質に調和するものを選択。

- ・緩斜面の洗堀対策…①土構造（盛土）による横断排水。

②ゴム板による横断排水。

③木材・擬木による横断排水。

- ・急斜面の路面保護…ハニカム構造物による碎石の流失防止。

※必要に応じて上記①～③による横断排水を設置。

《琵琶峠地区》

◎留意事項

- ・アスファルト舗装は行わない（現状変更等が認められる行為の指針による）。
- ・用途不明工作物（埋設物）の撤去を検討する。

◎整備の方向性

- ・石畳は現状維持。
- ・西側地道の洗堀箇所の復旧、洗堀対策。
- ・西側地道の法面保護、素掘り側溝の洗堀対策（必要に応じて）。

◎整備手法

- ・洗堀箇所の復旧…土による充填。

※必要に応じて石灰等の固化材を用いる。

- ・洗堀対策…①土構造（盛土）による横断排水。

②ゴム板による横断排水。

③木材・擬木による横断排水。

- ・法面保護…丸太を組み合わせた保護。

蛇簗・土のうを用いた保護。

植生土のうによる保護。

- ・素掘り側溝の洗堀対策…大型石材の充填。

《十三峠 童子ヶ根地区》

◎留意事項

- ・一部区域（西側）は車両の通行を想定する。

◎整備の方向性

- ・平坦部は現状維持。
- ・緩斜面の洗堀箇所の復旧、洗堀対策。
- ・急斜面の路面保護対策、既設水路の更新。

◎整備手法

- ・洗掘箇所の復旧…砕石を充填。
※色調・大きさは周辺の地質に調和するものを選択。
- ・緩斜面の洗掘対策…①土構造（盛土）による横断排水。
②ゴム板による横断排水。
③木材・擬木による横断排水。
- ・急斜面の路面保護…たたき舗装/自然色舗装。
※必要に応じて上記①～③による横断排水を設置。
※表面に小溝、枕木の設置等を検討。
- ・既設水路の更新…コンクリートU字溝＋景観グレーチング。
※主に側溝部分に用い、必要に応じて横断排水にも使用。

《十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区》

◎留意事項

- ・一部区域（西側）は車両の通行を想定する。
- ・地区全体に水道管が埋設されている。

◎整備の方向性

- ・平坦部は現状維持
- ・緩斜面の洗掘箇所の復旧、洗掘対策
- ・急斜面の路面保護対策、素掘り側溝の保護

◎整備手法

洗掘箇所の復旧…土による充填。

※必要に応じて石灰等の固化材を用いる。

緩斜面の洗掘対策…①土構造（盛土）による横断排水。

②ゴム板による横断排水。

③木材・擬木による横断排水。

急斜面の路面保護…たたき舗装/自然色舗装を行う。

※必要に応じて上記①～③による横断排水を設置。

※表面に小溝、枕木の設置等を検討。

※特に傾斜が急な箇所は、最小限の範囲でコンクリートU字溝
＋景観グレーチングを設置。

素掘り側溝の保護…一定間隔で大型の石材を配置、または大型・小型の石材を交互
に設置。